

REACH規則「広範なPFAS」に関する規制の分析

早めの対応をお勧め致します

注目情報!

PFAS (C9-C14)は 2023年2月25日より REACH 規則の附属書 XVII (上市と使用の制限) (EntryNo. 68)により制限規定の適用が開始され、欧州連合(EU)域内での上市が禁止されています (ザ・ナイツレポート No. 22006 参照 (<https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR22006.pdf>))。

一方、**広範なPFAS**^{※1}は欧州化学品庁が 2023年2月7日に制限提案書を公表し、個別のPFASや複数のPFASの合計による規制に加え、**ポリマーも含めたPFAS全体の規制**として50ppmが提案されました。2026年～2027年頃に制限規定の適用が開始される予定です。

※1 広範なPFAS: 完全にフッ素化されたメチル基(CF₃-)またはメチレン基(-CF₂-)を持っている化学物質 (ただし構造によっては適用除外となる化合物もある)。PFASの定義は経済協力開発機構(OECD)による。

「広範なPFAS」制限条件

No.	物質	濃度限界値	当社 分析方法 ^{※2}	当社 報告様式	当社 報告下限値
1	個別のPFAS (ポリマーを除く)	25 ppb	溶媒抽出-LC/MS/MS 法 (CEN/TS 15968 準拠)	各物質濃度を 表記	物質ごとに異なり ます ^{※3}
2	複数のPFAS (ポリマーを除く)	合計250 ppb	検討中	検討中	検討中
3	ポリマーも含めた PFAS	50 ppm	燃焼-イオンクロマト グラフ法 (EN14582 準拠)	総フッ素として 表記	50 ppm^{※4}

※2 公定法制定後は当該規格に準拠します。

※3 個別のPFAS当社対応項目についてはThe Knights Proposal No. P-00216をご参照ください(<https://www.knights.jp/PDF/P-00216.pdf>)。

※4 フッ素を主成分とする試料や数%を超えるフッ素化合物の意図的な添加が予想される試料は測定できない場合があります。

現在、分析方法の明示がないため、当社では塩素・臭素・フッ素・ヨウ素 (ハロゲン4物質) で ISO/IEC 17025 試験所認定を受けている「**燃焼-イオンクロマトグラフ法**」で対応しています。



総フッ素測定装置
＜燃焼-イオンクロマトグラフィー＞

最高 1100℃まで達する電気炉内で試料を段階的に自動燃焼させます。そのため、コンタミネーションの心配がなく、難燃性の高い試料も高精度で再現性の高い分析が可能です。

当社では各種PFAS分析を行っております。制限規定適用開始前に材料中のフッ素分析を行い、安心を担保しておくことをお勧め致します。詳しくは 分析担当者 竹下、長谷川 (フリーダイヤル0120-01-2590)へお気軽にお問い合わせ下さい。

